

接触者のリストアップの基準 学校編

(別紙「用語説明と全体の流れ」参照)

感染者の発症日の2日前から最終登校日の間の登校日が調査対象期間です。
下記に一つでも当てはまる人はリストアップしてください。

感染者がマスクをしていなかった場合

- ①感染者と同じクラスのマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ②感染者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、教職員
- ③感染者と特別仲の良いマスクをしていない児童・生徒
- ④感染者と換気の悪い環境で長時間過ごした児童・生徒、教職員
(狭い部屋で部活動を実施した など)
- ⑤その他 (上記以外で感染者と密に接触があった児童・生徒、教職員)

感染者がマスクをしていた場合

- ①感染者と長時間一緒にいたマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ②感染者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、教職員
- ③その他 (上記以外で感染者と密に接触があった児童・生徒、教職員)

接触者のリストアップの基準 保育園・幼稚園編

(別紙「用語説明と全体の流れ」参照)

感染者の発症日の2日前から最終登園日が調査対象期間です。
下記に一つでも当てはまる人はリストアップしてください。

感染者がマスクをしていなかった場合

- ①感染者と同じクラスのマスクをしていない園児や職員
- ②感染者と A. 同じ部屋で合同保育をしたマスクをしていない園児や職員
B. 同じテーブルで食事をした園児や職員
- ③感染者と特別仲の良いマスクをしていない園児
- ④感染者の気道分泌液や体液等に直接接触した園児と職員
※おむつ替えやよだれを拭いた職員、よだれのついたおもちゃを共有した園児は該当します
- ⑤その他（上記以外で感染者と密に接触があった園児と職員）

感染者がマスクをしていた場合

- ①感染者と長時間一緒にいたマスクをしていない園児や職員
- ②感染者と同じテーブルで食事をした園児と職員
- ③感染者の気道分泌液や体液等に直接接触した園児と職員
※おむつ替えやよだれを拭いた職員、よだれのついたおもちゃを共有した園児は該当します
- ④その他（上記以外で感染者と密に接触があった園児と職員）

接触者のリストアップの基準 放課後児童クラブ編

(別紙「用語説明と全体の流れ」参照)

感染者の発症日の2日前から最終来所日の間の来所日が調査対象期間です。
下記に一つでも当てはまる人はリストアップしてください。

感染者がマスクをしていなかった場合

- ①感染者と同じ部屋を利用して、マスクをしていない児童・生徒、職員
- ②感染者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、職員
- ③感染者と特別仲の良いマスクをしていない児童・生徒、職員
- ④感染者と換気の悪い環境で長時間過ごした児童・生徒、職員
(狭い部屋で集まってゲームをした など)
- ⑤その他 (上記以外で感染者と密に接触があった児童・生徒、職員)

感染者がマスクをしていた場合

- ①感染者と長時間一緒にいたマスクをしていない児童・生徒、職員
- ②感染者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、職員
- ③その他 (上記以外で感染者と密に接触があった児童・生徒、職員)

接触者の リストアップ

【学校編・解説】

リストアップの流れ

- ① 感染者等からの聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認
- ② 調査対象期間（発症日2日前～最終登校日）を確認
その間の登校日等を確認

- ③ 感染者と関係者のマスクの着用の場面に応じて、右の表に基づき、接触者のリストアップを実施

鼻マスクや、マスクをアゴにずらしている状態は、「マスクなし」と判断

感染者と関係者のマスクの着用状況

		関係者	
		マスクなし	マスクあり
感染者	マスクなし	場面A	場面B
	マスクあり	場面B	※

- ④ 「対応方法」に基づき、対応

※ 両者がマスクを着用していても、感染症対策によっては感染リスクがあることに留意

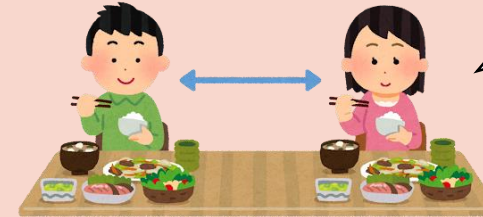
場面 A お互いマスクなし (昼食、体育・部活動、歯磨き等)

鼻マスクや、マスクを
アゴにずらしている状
態は、「マスクなし」
と判断

リストアップの基準&リスク判定

①感染者と同じテーブル等で食事をしていた児童生徒、教職員

- 例)
- ・仕切りがなく、向かい合わせで食事をしていた。
 - ・隣り合わせで1m以内の距離で食事をしていた。
 - ・黙食が徹底されていなかった。



食事後の歓談時には、マスクを着用していたか

②体育や部活動等において、15分以上感染者と近距離で活動していた児童・生徒、教職員

- 例)
- ・対面形式となるグループワークをしていた。
 - ・近距離で組み合ったり接触したりする運動をしていた。

③歯磨き等の場面において、1m以内で活動していた児童生徒、教職員

1つでも当てはまる人をリストアップする

場面 A お互いマスクなし（日常の学校生活）

リストアップの基準&リスク判定

- ①感染者と対面で1m以内で、会話をしていた児童生徒、教職員
- ②感染者と日常的に一緒にいた児童生徒、教職員
- ③感染者と窓や換気扇がないなど換気の悪い環境で長時間過ごした児童生徒、教職員（更衣室や部活動の活動場所など）
- ④その他（上記以外で感染者と密に接触があった児童生徒、教職員）



アゴにかける



鼻マスク

1つでも当てはまる人をリストアップする

鼻マスクや、マスクをアゴにずらしている状態は、「マスクなし」と判断

場面B どちらかマスクなし

リストアップの基準&リスク判定

- ①感染者と対面で1m以内で、15分以上会話をしていた児童生徒、教職員
- ②感染者と日常的に一緒にいた児童生徒、教職員
- ③感染者と窓や換気扇がないなど換気の悪い環境で長時間過ごした児童生徒、教職員（更衣室や部活動の活動場所など）
- ④その他（上記以外で感染者と密に接触があった児童・生徒、教職員）

1つでも当てはまる人をリストアップする

対応方法

- ① 学校は、リストアップされた児童生徒、教職員に対して、感染の可能性があるため、当該者に外出自粛（5日間（6日目解除））や健康観察（7日間）の協力を依頼
- ② 学校は、学校医等と相談し、臨時休業の必要性、範囲、期間等を学校の設置者に報告
- ③ 学校の設置者は、学校からの報告を踏まえて、臨時休業等を決定
- ④ 臨時休業を実施する場合、学校は、児童生徒、教職員及び保護者に対して周知



症状がある場合は、

- ・ **かかりつけ医**
- ・ **北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター (0120-501-507) (24時間)**
- ・ **最寄りの診療・検査医療機関** へご連絡ください。

区分	フロー	サービス上の取扱い
<p>① 職員本人が陽性の場合</p>	<p>所属職員がPCR検査を受検</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">職員が陽性</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○所属において右の判断基準により接触者のリストアップを行う。リストアップの結果、感染の可能性がある職員に該当する場合は区分③「感染の可能性がある職員」として対応。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>感染の可能性がある職員の判断基準</p> <p>【調査対象期間】</p> <p>①陽性者が有症状の場合 症状を呈した2日前から最終接触日まで</p> <p>②陽性者が無症状の場合 陽性者の陽性確定に係る検体採取日の2日前から最終接触日まで ※症状：発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など</p> <p>【リストアップの基準】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策リーフレット</p> <p>①「用語説明と全体の流れ」</p> <p>②「接触者のリストアップの基準 保育園・幼稚園編」 ※特別支援学校幼稚部</p> <p>③「接触者のリストアップの基準 学校編」 ※②を除く道立学校</p> </div>	<p>○感染し発熱等の風邪症状がある</p> <p>・災害事故休暇又は病気休暇</p> <p>○感染したが無症状</p> <p>・災害事故休暇又は病気休暇</p> <p>・やむを得ず在宅勤務が必要な場合、教職員課に要協議</p>
<p>②職員本人が濃厚接触者に特定された場合</p>	<p>勤務不可（保健所からの指示に従い、自宅待機又はPCR検査等を実施）</p> <p style="text-align: center;">↓ ↓</p> <p style="text-align: center;">↓ 陽性の場合は、区分①「職員本人が陽性の場合」として対応。</p> <p>検査未実施又は陰性の場合、7日間経過まで①検温など自身による健康状態の確認②感染リスクの高い場所の利用や会食等は避ける③マスクを着用するなど基本的な感染対策を求めた上で、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○原則、陽性者との最終接触日の翌日から5日間出勤抑制。</p> </div> <p>次の場合は福利課に協議の上、待機期間短縮が可能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○他の代替措置が取れず、①学びの継続に著しい支障を来す②その他の事情で学校運営上著しい支障を来すため、やむを得ず事業継続する必要がある場合は、2日目及び3日目の抗原定性検査で陰性確認後、3日目から自宅待機の解除が可能。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○特別支援学校の幼稚部・小学部の教職員にあっては、上記の要件に加え、①他の職員による代替が困難②ワクチンの追加接種後（2回目接種から6ヶ月経過していない場合は2回目接種から）14日間経過③無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（困難な場合は抗原定性検査キットも可）により陰性確認④濃厚接触者等である当該職員の業務継続を校長が了解している場合は、検査で陰性確認後、1日目から自宅待機の解除可能。</p> </div>	<p>○濃厚接触者で発熱等風邪症状がある</p> <p>・災害事故休暇</p> <p>○濃厚接触者であるが無症状</p> <p>・上記以外の場合は職務専念義務の免除</p>
<p>③感染の可能性がある職員</p>	<p>勤務不可、陽性者との最終接触日の翌日から5日間出勤抑制。</p> <p>7日間経過まで①検温など自身による健康状態の確認②感染リスクの高い場所の利用や会食等は避ける③マスクを着用するなど基本的な感染対策を行う</p>	<p>○感染の可能性がある方で無症状</p> <p>・可能な限り在宅勤務</p> <p>・上記以外の場合は職務専念義務の免除</p> <p>○感染の可能性がある方で発熱等風邪症状がある</p> <p>・災害事故休暇</p>
<p>④職員と同居している方が「濃厚接触者」又は「感染の可能性がある方」に特定された場合</p>	<p>勤務可、職員に次の症状がなければ出勤して差し支えない。</p> <p>【症状】発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など</p>	<p>○発熱等風邪症状がある</p> <p>・災害事故休暇</p>